

検証項目 IV

大項目	IV	民営化による財政的影響等の検証	
小項目	6	事業者負担	
評価（検証）の視点	検証		関連資料
ケ 移管先事業者が苦慮した事項や、経済的な負担等の確認	事業者に生じた影響	<p>(ア) 合同保育の実施及び移管に際しては、その開始時期よりも前に人員を確保する必要が生じたため、人材確保だけでなく人件費に係る負担が生じた。</p> <p>(イ) 日々の保育に係るアプローチの手法については公立保育所との違いがあり、保育内容を引き継ぐことと、事業者の自主性に委ねられた部分との確認や調整に困難が生じた。（行事への取り組み、給食提供など）</p> <p>(ウ) 園舎及び備品の無償譲渡により初期費用は軽減されたが、園舎の老朽化に伴う修繕経費の負担がかさむこととなった。特に園舎建替えにおいては、アスベスト除去に係る対応が必要となり、事業者に想定外の費用負担が生じた。（市で補助制度を創設予定）</p> <p>(エ) 合同保育に係る人件費の補助、借地料補助、市有地の無償貸付によって移管後の安定的な園運営につながった。なお、合同保育補助金は人員配置に伴う経費の全てをカバーできていなかった。</p> <p>(オ) 事業者が必要な人員を全て確保した上で1年間に渡って合同保育に従事したことで、保育内容の引継ぎが円滑に進んだ。また、事業者と保護者、園児との関係構築も進んだ。</p> <p>(カ) 引継ぎ保育の期間が1年間あったことで、引継ぎのフォローアップが行われ、移管後の円滑な保育の実施につながった。</p>	<p>【資料19】 事業者ヒアリング実施状況(P79~81)</p> <p><追加資料24> 事業者ヒアリングの内容</p> <p><追加資料25> 民営化園移管時の施設状況</p> <p><追加資料26> 民営化園の園舎建替えに係る状況</p> <p><追加資料27> 民営化園の園舎建替え方法等</p>
小項目	7	財政的影響	
評価（検証）の視点	検証		関連資料
コ 民営化実施による財政的影響	財源効果の経年変化	<p>(ア) 移管前後の市実負担額を分析した結果、民営化による財源効果額は平均で約8,000万円であった。（岸部保育園の効果額算定については、保育料無償化の影響により収入が減少した。）</p> <p>(イ) 児童部予算（平成30年度以降）は、民営化による歳出削減額と新たな予算の増額により、子育て施策の財源確保と拡充ができた。</p> <p>(ウ) 国の補助金を活用した上で事業者による園舎建替えが進められた。</p>	<p><追加資料28> 民営化による財源効果の算出年度</p> <p><追加資料29> 民営化による財源効果額の算出方法</p> <p><追加資料30> 民営化による財源効果額一覧</p> <p><追加資料31> 児童関係経費の推移</p>
小項目	8	政策的影響	
評価（検証）の視点	検証		関連資料
サ 民営化実施以降における子育て施策の拡充内容等の確認	子育て施策の拡充項目等	<p>(ア) 待機児童対策に取り組んだ結果、保育量の確保が進んだ。待機児童数は、平成28年度に230人であったが、令和4年度、令和5年度には0人となり解消されている。</p> <p>(イ) 保育量（定員）は平成30年度の6,863人から、令和5年度の8,015人に増加している。</p> <p>(ウ) 保育施設の利用児童数については、平成30年度6,886人から、令和5年度7,866人に増加している。</p> <p>(エ) 私立保育所の創設が進んだことで地域の子育て支援に係る取組の拡充につながった。</p> <p>(オ) 既存保育所、幼稚園の認定こども園化に伴い、多様な保育ニーズへの対応が進んだ。</p> <p>(カ) 民営化に伴い、発達支援保育、要配慮保育、一時預かり事業、緊急保育の保護者利用に大きな影響は生じなかった。</p> <p>(キ) 岸部保育園の移管時期が3年間遅れた。</p>	<p><追加資料32> 保育所等数、入所定員、入所児童数、保育所待機児童数の推移</p> <p><追加資料33> 保育所数、認定こども園数の経過</p> <p><追加資料34> 発達支援保育・要配慮保育の実績</p> <p><追加資料35> 一時預かり事業の実績</p> <p><追加資料36> 緊急保育の実績</p>

